

第3号様式（裏面）

記入上の留意点

- 1 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、〔申請者〕欄に現在の住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・電話番号を記入してください。
- 2 代理人の場合は、申請時に代理人本人であることが確認できるものと委任状を提出し、上記〔申請者〕欄及び〔代理人〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・電話番号・申請者との関係を記入してください。
ただし、代理人が住家等の関係者の配偶者、同居親族若しくは血族二親等以内の親族又は消防署長が認める者である場合においては、委任状は不要です。
- 3 郵送により申請を行う場合は、申請書、申請者又は代理人本人であることが確認できる書類の写しを同封し、郵送による返信を希望する場合は、返信用切手を同封してください。
- 4 「罹災日時（覚知日時）」欄には、火災により罹災した日時を記入してください。
なお、罹災した日時が不明等の場合は、消防機関が火災を知り得た日時（覚知日時）になりますので、罹災場所を管轄する消防署に確認し記入してください。
- 5 「罹災場所」欄には、火災により罹災した物件の住所（アパートなどの建物名称等も記入。）又は物件が罹災した場所の住所を記入してください。
- 6 「申請者と罹災対象物との関係」欄には、所有者、管理者、占有者、勤務者、その他のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入してください。
- 7 「提出先（必要数）」欄には、提出先が保険会社、各種減免、登記、その他のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入したうえ、罹災（届出）証明書の必要枚（通）数を記入してください。
- 8 「申請内容」欄には、火災により罹災した内容を簡潔に記入し、証明に必要な内容をできる限り具体的に記入してください。
例1 「木造瓦葺き2階建て住宅延べ面積〇〇㎡が火災により罹災した件について、住宅の焼損面積及び家財等が罹災したことの証明。」
例2 「鉄骨スレート葺き3階建て事務所延べ面積〇〇㎡が火災により罹災した件について、事務所内のパソコン等が罹災したことの証明。」
例3 「所有する普通乗用車1台が火災により罹災した件について、車両の罹災内容の証明。」
- 9 証明書は、調査結果に基づく「罹災証明書」による証明を原則としておりますが、罹災物件が焼損等により消防機関が個々に確認できない物件の証明を希望される場合は、「罹災届出証明書」による証明となります。
なお、その際は併せて「火災損害申告書」の提出が必要となります。
- 10 その他、記入についてご不明な点がある場合は、下記の消防署にお問い合わせください。

<input type="checkbox"/> 仙台市青葉消防署 022-234-1121	<input type="checkbox"/> 仙台市太白消防署 022-244-1119
<input type="checkbox"/> 仙台市宮城野消防署 022-284-9211	<input type="checkbox"/> 仙台市泉消防署 022-373-0119
<input type="checkbox"/> 仙台市若林消防署 022-282-0119	<input type="checkbox"/> 仙台市宮城消防署 022-392-8119

 - * 青葉消防署の管轄は、青葉区内のうち宮城総合支所管内を除きます。
 - * 宮城消防署の管轄は、宮城総合支所管内になります。
 - * その他の消防署の管轄は、各区の管内と同一になります。